



河南町職員の懲戒処分について

南河内郡河南町は、6月13日、虚偽有印公文書作成等を行った職員(40歳代・係長級)について、停職3カ月の懲戒処分をした。

また、管理監督の立場にある職員(50歳代・課長級)を文書訓告とした。

■事案概要

被処分者(40歳代・係長級)は、農地法に基づく農地転用許可申請2件について、申請書を受理し、町農業委員会の議決手続きをしようとしたところ、上司から「受付前に、他法令による手続きが必要であること」を指摘された。

しかし、被処分者(40歳代・係長級)は、自身の誤った認識により、その他の手続きがあることを申請者に説明することができず、本年4月の人事異動で、上司が交代した期を捉え、町農業委員会の議決を得ず、勤務時間外に無断で町農業委員会の公印を押印し、大阪府に提出したものである。

今回の事案となった2件のうち1件は、大阪府において審査中であり農地転用許可がされていないが、残り1件については、既に大阪府知事による農地転用許可がされた。

この件に関して事案発覚後、町農業委員会において、追認の議決が得られたことにより、既に許可された農地転用許可の効力に影響はなく、申請者には不利益は生じなかった。

■町長のコメント

今回の公文書の不適正な処理により、住民並びに関係者の皆様には、公務に対する信頼を損ねることになり、深くお詫び申し上げます。今後は、職員に対し法令順守を徹底し、再発防止に努め、公務の信頼回復に努めていきたい。

【本件に対する問い合わせ】

〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木1359-6 政策総務部 人事財政課

TEL:0721-93-2500 FAX:0721-93-4691

担当者:後藤 メールアドレス:jinji@town.kanan.osaka.jp